

鉱山保安法令での「掲示」「周知」の用例

資料 2 - 4

令和2年11月

鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）	鉱業権者が講ずべき措置事例（平成16年11月19日制定）
<p>（落盤又は崩壊）</p> <p>第三条 法第五条第1項及び第6条の規定に基づき、落盤又は崩壊（浮石の落下又は転石を含む。以下同じ。）について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 支柱の設置、浮石の除去、先受け又は作業面押えの実施、防護設備の設置その他の落盤又は崩壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>二 露天掘採場においては、前号の規定によるほか、適当な高さ及び奥行きを有するベンチの設置、掘採壁及び残壁の安全な傾斜の保持その他の崩壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>三 落盤若しくは崩壊が発生したとき又はその兆候を認めるときは、立入禁止区域の設定その他の落盤又は崩壊による被害を防止するための措置を講ずること。</p>	<p>1 鉱山保安法施行規則第3条第1号に規定する「落盤又は崩壊を防止するための措置」とは、次のとおり。</p> <p>（1）坑内 （略）</p> <p>（2）坑外</p> <p>1）露天掘採場に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業に危険を及ぼす表土を安全な方法で除去する。 ・作業に危険がある浮石を安全な方法で除去する。 ・保安のため必要があるときは、浮石の落下による危険を防止するための防護施設を設ける。 ・浮石の落下、転石による危険があるときは、危険箇所の上下での同時作業及び下部通過を禁止する。 ・鉱山外へ転石による危険があるときは、防護施設の設置、立入禁止区域の設定、見張人の配置又は警標の掲示を行う。 <p>（以下 略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 鉱山保安法施行規則第3条第3号に規定する「落盤又は崩壊による被害を防止するための措置」とは、次のとおり。</p> <p>（1）兆候を認めたときの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兆候が認められた箇所に対して影響を与える作業を制限する。 ・想定される影響範囲内への立入禁止のためのさく囲、警標等を設ける。 ・危険な状態にあることを鉱山労働者へ周知する。 <p>（以下 略）</p>
<p>（捨石、鉱さい又は沈殿物の処理）</p> <p>第十一条 法第五条第1項及び第8条の規定に基づき、捨石、鉱さい又は沈殿物の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 崩壊又は地滑りにより危害又は鉱害が発生するおそれがない箇所へ集積すること。</p> <p>二 排水路、よう壁及びかん止堤その他の防護施設の設置その他の捨石、鉱さい又は沈殿物の流出を防止するための措置を講ずること。</p> <p>三 集積を終了したものについては、覆土又は植栽の実施その他の集積物の流出等による鉱害を防止するための措置を講ずること。</p> <p>四 集積箇所において、崩壊若しくは地滑りが発生したとき又は集積場の表面に亀裂若しくは沈降を生じ、崩壊若しくは地滑りの兆候を認めるときは、応急措置の実施、鉱山労働者の退避その他の被害を防止するための措置を講ずること。</p> <p>五 金属鉱山等の鉱業権者が金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号。以下「特別措置法」という。）第二条第五項に規定する使用済特定施設について第二号及び第三号の規定により講ずべき措置については、特別措置法第五条第一項の規定に基づき産業保安監督長に届け出た鉱害防止事業計画（同項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）に従い行うこと。</p>	<p>1～3（略）</p> <p>4 鉱山保安法施行規則第11条第4号に規定する「被害を防止するための措置」とは、次のとおり。</p> <p>（1）兆候を認めたときの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安のため必要があるときは、亀裂及び沈降の拡大を防止するための応急措置を行う。 ・亀裂を復旧する。 ・沈降箇所を復旧する。 ・危険区域内への立入禁止のためのさく囲、警標等を設ける。 ・危険な状態にあることを鉱山労働者へ周知する。 <p>（以下 略）</p>
<p>（機械、器具及び工作物の使用）</p> <p>第十二条 法第五条第一項及び第七条の規定に基づき、鉱業上使用する機械、器具及び工作物について鉱業権者が講ずべき措置は、当該機械、器具及び工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知することとする。</p>	<p>「掲示」「周知」の用例なし</p>
<p>（火気の手配）</p> <p>第十五条 法第五条第1項の規定に基づき、坑外における火気の手配について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の火災を防止するための措置を講ずること。</p> <p>二 消火設備の設置その他の火災による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。</p> <p>三 火災を認めるときは、消火作業の実施、鉱山労働者の退避その他の火災による被害を防止するための措置を講ずること。</p>	<p>1 鉱山保安法施行規則第15条第1号に規定する「火災を防止するための措置」とは、次のとおり。</p> <p>（1）火気に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の施設及びその必要な周囲（(2)～(10)及び(12)の施設については8m以内の区域、(11)の施設においては4m以内の区域）においては、保安統括者又は保安管理者の指示を受け、安全な方法で火気の使用がやむを得ない作業を行う場合を除き、火気の使用を禁止し、「火気禁止」等の警標を掲示する。 <p>（以下 略）</p>

鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）	鉱業権者が講ずべき措置事例（平成16年11月19日制定）
<p>（災害時における救護） 第十七条 法第五条第2項の規定に基づき、災害時における救護について、鉱業権者が講ずべき措置は、負傷者の手当に必要な救急用具及び材料の設置、自己救命器の配備、坑内誘導無線機その他の連絡装置の設置、救命施設の設置、救護隊の設置、定期的な退避訓練の実施その他の鉱山において発生が想定される災害に対処するための措置とする。</p>	<p>1 鉱山保安法施行規則第17条に規定する「鉱山において発生が想定される災害に対処するための措置」とは、次のとおり。 （1）全鉱種の鉱山に共通な措置 ・ガス又は炭じんの爆発、坑内火災、出水、ガスの突出、石油の噴出その他の想定される災害に備えるため、鉱山労働者を対象とした定期的な退避訓練等を行う。 ・次の負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を作業場付近へ配置し、その設置箇所及び使用方法並びに救急方法を鉱山労働者に周知する。 （中 略） （2）石炭坑（亜炭の掘採を行うものを除く。）における措置 ・鉱山救護隊を設ける。 * 「鉱山救護隊」とは、鉱山においてガス爆発、自然発火、坑内火災等の災害が発生した場合に、人命救助、坑内の探検、消火、密閉等の作業を行うための救護組織をいう。 ・鉱山救護隊を設置した際は、救護に必要な人員及び装備を確保し、定期的な装備の検査及び訓練を行う。 ・立坑及び斜坑の坑口及び坑底並びに坑内の主要作業箇所へ連絡装置を設ける。 ・多数の鉱山労働者が就業する区域ごとに、次の装置及び設備を備えた避難所又は退避のための設備（「避難所等」という。）を設ける。 (1) 坑内誘導無線機等の連絡装置 （略） (2) 当該区域に就業するすべての鉱山労働者に空気又は酸素を供給することができる設備（「空気供給設備」という。）を設ける。 ① 避難所等の設置箇所並びに連絡装置及び空気供給設備の使用方法及び使用上の注意事項を鉱山労働者に周知する。 ・入坑する者には、一酸化炭素用自己救命器、酸素発生式自己救命器又は簡易救命器を携帯させる。 ・坑内の必要な箇所に一酸化炭素用自己救命器、酸素発生式自己救命器又は簡易救命器を配備する。 (1) 一酸化炭素用自己救命器、酸素発生式自己救命器又は簡易救命器の使用方法及び使用上の注意事項並びに配備箇所を鉱山労働者に周知する。 * 「坑内の必要な箇所」とは、作業箇所付近及び避難所等をいう。 （以下 略）</p>
<p>（巡視及び点検） 第二十六条 法第五条から第八条までの規定に基づき、第三条から第二十二條まで、第二十四条及び前条に定めるもののほか、施設等の巡視及び点検について鉱業権者が講ずべき措置、次に掲げるものとする。 一 保安の確保上重要な鉱山等にある建設物、工作物その他の施設並びに掘採箇所及び掘採跡を定期的に巡視し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、危害及び鉱害の防止のため必要な事項について、測定すること。 二 大雨、地震その他の異常気象により保安上危険の有無を検査する必要性が生じたもの又は前号の測定の結果に異常が認められたものについては、巡視者に危害が及ぶおそれがある場合を除き、巡視及び測定回数の増加その他巡視又は測定について必要な措置を講ずること。 三 鉱業上使用する機械、器具及び工作物については、始業時、月次等、定期的に点検を行うこと。 四 第一号及び第二号の巡視及び測定並びに前号の点検についての箇所、項目、方法及び頻度をあらかじめ定め、これを鉱山労働者に周知すること。 五 第一号から第三号までの巡視、検査、測定及び点検の結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。</p>	<p>「掲示」「周知」の用例なし</p>
<p>（鉱山労働者代表） 第四十四条 法第三十一条第一項の規定により、鉱山労働者が鉱山労働者代表を選任するときは、掲示その他の手段により、当該鉱山に従事する全鉱山労働者にその旨周知するよう努めなければならない。 2 法第三十一条第一項の規定に基づき、鉱山労働者が鉱山労働者代表を届け出ようとするときは、様式第六により行うものとする。 3 前項の届出事項に変更があった場合は、遅滞なく、当該変更事項を届け出るものとする。</p>	<p></p>

（注）鉱山保安法には「掲示」「周知」の用例はない。